

令和元年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

令和元年9月6日

午前9時30分開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（13名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷 容子	係 長	岡田 光代
--------	-------	-----	-------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	面 卷 昭 男
総 務 課 長	仲村 佳真	まちづくり政策課長	本 庄 徳 光
財 政 課 長	福居 哲也	税 務 課 長	真 弓 啓
住民生活部長	加藤 惠三	福祉子ども課長	中 尾 歩 美
長寿福祉課長	中原 潤	国保医療課長	猪 川 恭 弘
健康対策課長	北 典子	環境対策課長	東 浦 寿 也
住 民 課 長	関口 修	都市建設部長	植 村 俊 彦
建設農林課長	手塚 仁	都市整備課長	松 岡 洋 右
上下水道課長	上田 俊雄	会計管理者	黒 崎 益 範
教委総務課長	安藤 晴康	生涯学習課長	栗 本 公 生
生涯学習課参事	平田 政彦		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

追加日程 1. 議案第 58 号 平成 30 年 (ワ) 第 536 号 損害賠償請求事件の和解について

追加日程 2. 陳情第 3 号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

はじめに、6番、大森議員の一般質問をお受けいたします。

6番、大森議員。

○6番（大森恒太郎君） 議長に承認いただきましたので、ご質問させていただきます。

斑鳩町中央体育館の町外居住者の使用について、お聞きいたします。

斑鳩町中央体育館について、町内、町外居住者により使用料の差がないため、町外居住者からの申請が多く町民の方に予約が取りにくいとの声があることから、改善について、お聞きいたします。

まず、斑鳩町中央体育館と近隣市町村の体育館の使用者の制限、使用料の区分はどうなっているのか、質問します。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） すこやか斑鳩・スポーツセンター斑鳩町中央体育館の使用についてのご質問でございます。斑鳩町中央体育館の使用につきましては、斑鳩町スポーツ施設条例及び同条例の施行規則により定められているところで、使用許可を受けようとする者は使用許可申請書を教育委員会に提出し、許可を得なければならないと定められており、町内、町外の居住者などによります使用者の制限は設けておりません。

また、使用料につきましても、町内、町外居住者による区別はなく、区分はなく、町内外の居住にかかわらず、どなたでも申請することができ、また、使用料につきましても同一になっているところでございます。

次に、近隣市町村の状況であります。生駒郡内の三郷町、平群町、安堵町では、ともに町内外の居住により使用料の区分がされており、三郷町の場合、町外居住者の使用料は町内居住者の1.3倍、平群町は2倍、安堵町は1.5倍となっているところでございます。また、北葛城郡の4町、王寺町、上牧町、河合町、広陵町では、ともに体育館の使用は町内居住者に制限されているとのことでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 6番、大森議員。

○6番（大森恒太郎君） ありがとうございます。ということは、斑鳩町はすごく町外の

方に優しいまち、ある意味、町内の方には料金差がないため予約が取りにくい可能性もあるということですね。質問としたら、町内町外の使用者、使用料金に差がないことから、町内の方の予約が取りにくいのか、また、今後、改善していただく考えはあるのか、教えてください。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 斑鳩町の中央体育館につきましては、近隣自治体としては早い平成元年9月に開館しており、できるだけ多くの方に有効に利用していただきたいことから、当初より町内外の居住者によります使用の制限や使用料等の区分を設けずに現在に至っております。先ほどもお答えいたしましたように、近隣市町村の体育館の使用料につきましては、町外居住者の使用料は町内居住者より高くなっていることから、本町の中央体育館に利用が集中しているように思われがちではありますが、しかしながら、実際、使用の状況を見ますと、斑鳩町の中央体育館の利用者申請の約9割が町内居住者による申請となっており、使用料に差がないことで町内の方の予約が困難な状況になっているとは考えにくい状況でございます。

一方、当町の中央体育館は近隣自治体の体育館よりも早くに開館したこともありまして、また、立地の関係から開館当初より各種スポーツ連盟等が主催いたします多くの大会が開催されておりました、毎年、30近い大会等が開催されているところでございます。通常、斑鳩町の中央体育館の使用申請は使用日の2か月前から7日前までとなっておりますが、スポーツ連盟等が主催する大会の場合は毎年1月から翌年度の使用申請を受け付けており、町内の方が使用したい2か月前に申請に来られましても、既に早期申請の利用で予約が入っていることがございます。そうしたことから、町内の方がなかなか予約できないといったイメージにつながっているものではないかと思慮しているところでございます。今後、大会等の開催のため早期申請を受け入れた場合は、中央体育館内に日程等を掲示するなどして、既に利用申請済みであることを周知するとともに、できるだけ大会等につきましては日程が連続しないように、申請、早期申請の相談があった場合、配慮してまいりたいと、そのように思っております。なお、近隣の自治体では町外居住者の使用申請開始日が町内居住者の申請開始日より1日遅れに設定され、町民の方が優先して使用申請できるようにされているところもございますので、今後、中央体育館の利用者の声を聞く中で、大会等の早期申請以外にも町内の方が予約しにくい状況があるようでしたら、町民の方が利用しやすくなるよう、さまざまな面から検討・改善してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（坂口徹君） 6番、大森議員。

○6番（大森恒太朗君） ありがとうございます。改善策を考える際には、現行の使用時間の区分についても見直ししていただきたいんですけどいかがですか。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 斑鳩町の中央体育館は、議員、お述べのように使用時間の区分は午前が午前9時から正午までの3時間、午後は正午から午後5時までの5時間、夜間は午後5時から9時までの4時間となっております。この現行の使用時間の区分を廃止し、1時間や2時間単位で使用できるようにしてはどうかといった提言でございますが、当町では中央体育館に限らず、中央・東・西公民館、いかるがホールの使用時間の区分は午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から5時まで、夜間につきましては公民館は午後5時から10時まで、いかるがホールは午後5時から9時半まで、と夜間の終了時間に若干の違いはありますが、午後、午前、夜間ともにほぼ同一の時間区分となっております。また、生き生きプラザ斑鳩も午前は午前9時から正午、午後は午後1時から5時、夜間は午後6時から9時30分で時間区分され、それぞれ使用料の設定をされているところでございます。この時間区分につきましては、社会通念上、午前は正午まで、午後は午後5時まで、それ以降は夜間という考え方で区分を設定し、それぞれの時間区分により使用料を設定したものでございます。これら使用時間の区分につきましても、中央体育館だけでなくある程度、町施設の統一した考え方等が必要となつてまいりますので、どのような時間区分の設定が適切であるのかも含めまして、今後、調査研究してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（坂口徹君） 6番、大森議員。

○6番（大森恒太朗君） ありがとうございます。町民の健康を考え、町民の方をぜひ優先し、料金、施設使用ができるよう、また、使用時間については他地域では時間貸し施設使用をしている地域もありますので、午前3時間、午後5時間、夜間4時間ではなく、時間貸しの要望を強くあげさせていただきまして、私の質問を終わらせてもらいたいと思います。以上です。

○議長（坂口徹君） 以上で、6番、大森議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、ふれあい交流センターいきいきの里についてです。

先日、少し前になりますが、よくいきいきの里を利用されている方にお会いしたときに、「最近、いきいきの里が、がらがらでお客さん全然いてないで」という話をお聞きしました。この話を聞き、ひょっとしたら今年度からコミュニティバスが1台になって利用が減ってしまったのかとか、喫茶コーナーがなくなってしまったからなのかとか、いろいろなことが頭をよぎりましたが、多くの住民の憩いの場であるはずのいきいきの里に何が起きているのか、実際に利用者が減っているようであれば原因の追及と対策が必要だと考え、質問に挙げさせていただきました。では、まず1点目のいきいきの里の利用実態と利用者数減少の要因について、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） ふれあい交流センターいきいきの里の今の利用状況のほうの説明をまずさせていただきます。本年度4月から7月までの利用者数でございます。町内利用者数が4月につきましては2,552人、5月が2,598人、6月が2,245人、7月が2,132人で合計9,527人となっております。また、町外利用者でございます。4月が467人、5月が461人、6月が388人、7月が372人、合計が1,688人で、町内、町外合わせた数が1万1,215人となっております。

次に、昨年度の4月から7月までの利用者数で、それとその数字と比較をいたしますと、町内利用者数につきましては4月が2,985人、5月が3,040人、6月が2,252人、7月が2,345人、合計が1万622人で、比較をいたしますと1,095人の減少となっております。次に、町外利用者でございますけれども、4月が468人、5月が418人、6月が358人、7月が455人で、合計が1,699人で11人の減少というふうになっておりますけれども、町内の利用者が1日当たり全体といたしましては約10人程度、減少しているという状況になっております。ただ、月によっては昨年度よりもわずかですけれども増えているという状況もございます。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、聞かせていただくと大体4月、5月が昨年と比べて減っているのかなど。ただ、7月については若干、増えているという状況もありますけれども、その要因について、町のほうで今、どういったことを考えておられるでしょうか。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） その減少の要因ということですがけれども、このふれあい交流センター以外のその他の町内の類似施設というのが、憩の家がございますけれども、

そちらのほうも合わせてご説明のほうをさせていただきたいと思います。

この東老人憩の家につきましては、ふれあい交流センターいきいきの里と同様に昨年度と比較をいたしまして利用者が減少しているという状況でございますけれども、西老人憩の家のほうでは反対に増加をしているという状況でございますので、このふれあい交流センターが減少しているということにつきましては、現時点ではなかなか明確な要因というのは掴みにくいのかなと考えております。そういうことから、当面こういった状況を注視をさせていただきながら、原因等を解明しながら、その原因がわかりましたら、その原因に応じた対応のほうを検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 2点目の質問としては、今後の利用促進対策についてということで書いてますけれども、今、町のほうが答弁あったように、まだ4か月程度ということで、憩の家の状況なんかも増減があったりして、はっきりとした要因についてはわからないということですので、また今後、半年なり1年なりですね、きちっと見ていただいて、原因の特定と対策について調査検討していただいて、またその結果については担当の常任委員会にご報告いただければというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。そうしましたら1点目の質問については終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目につきましては、建築物の高さ規制と今後のまちづくりについてということですが、以前にJR法隆寺駅、北口のほうですが、7階建てのマンション、これは高さは19.99メートルとのことですが、これが建設される際に、駅周辺の住民やさらにそれ以外の地域からも「なぜ斑鳩町で7階建てのマンションが建設できるのか。景観が破壊されるので建設を中止することはできないのか」という声が寄せられました。それまで町内では、マンションなどが建設されてきましても最高でも5階建ての建物しか建っていませんでしたので、町民からすれば非常にびっくりするようなことであったと思います。そして、当時、調べてみたところ、町内でも商業地域と準工業地域に指定されている区画では高さ規制が20メートルまでとなっており、建築許可を出すのは県になりますが、この区画内では正規の手続を踏んで建築を申請された場合に、それをとめるというのは非常に難しい状況です。この高さ規制が20メートルになっている区画は、近隣商業地域という区画では、主に法隆寺駅の周辺や三代川沿いの道路に沿って北側に延びて国道25号まで、またですね、服部道を西に延びて興留6丁目と服部1丁目の境のあたりまでと、あとは国道25号を、あの和食のさとのある交差点から西に延びていっ

て龍田街道を竜田大橋付近までの範囲で設定されています。さらに、準工業地域では、幸前2丁目と東福寺1丁目の一部の範囲で設定されています。

その後から現在まで、7階建ての建物というのはその駅前に建設されたマンション1軒だけですが、今、申しあげましたエリアで見ますと、法隆寺に近い龍田街道付近でも高さ規制が20メートルになっている区画があり、そうした地域に駅前と同じような7階建ての建物が建設されるようなことになれば、斑鳩の町並みが変わってしまい景観が破壊されてしまうのではないかというふうに考え、当時ですね、用途地域の見直しが必要ではないかということで一般質問で取り上げ、町に対応を求めてきたという経緯があります。その当時、町は、「都市計画の見直し時に都市計画や各種規制やその施策の方向性に合致したものであるか検証し、斑鳩の特有の景観にも配慮しながら、地域ごとの特性に応じた都市計画の各制度の適正な見直しを行っていきたい」というふうに答えています。今回、新たに都市計画マスタープランや第5次総合計画を策定していくという、今後の斑鳩町のあり方についてきちんと見直していく時期でもありますので、ここでしっかりと議論検討し、今後のまちづくりに反映させていくべきだというふうに考え、改めて質問に挙げさせていただきました。

このたび、町は、昨年12月にまちづくりアンケートによって住民の意向調査をされています。ですので、その結果についてどのように分析され、町としてどのような方針を打ち出していこうと考えているのか、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） まず初めに、昨年12月に実施をいたしました、まちづくりアンケートについてでございます。次期都市計画マスタープランや総合計画の策定にあたりまして、まちづくりの課題や住民の皆様の意向などを調査、整理するために実施をいたしましたものでございます。住民の皆様からは、景観に配慮した住みよいまち、また、法隆寺周辺など歴史的な風景・景観の保全が必要である、といったご意見をいただく一方で、幹線道路やJR法隆寺駅前などの市街地におきましては、商業施設の立地誘導や駅前整備、アクセスの強化など利便性の向上につながる取り組みが必要である、といったなどのご意見もいただいたところでございます。こうした結果につきましては、今後、都市計画マスタープラン策定委員会や都市計画審議会におきまして都市計画の専門家や各種団体の皆様のご意見をお聞きしながら、町の都市計画の基本的方針として都市計画マスタープランの策定作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

もうひとつご質問いただいております、建築物の高さ規制についてでございますが、

先ほど申しあげました都市計画の基本的な方針に基づきまして、用途地域の検討や見直しなどを行いまして、その用途地域によりまして奈良県が示すガイドライン、高度地区運用ガイドラインでございますけれども、これをもとにその高さ、高度地区を定めていくということになります。ただし、地域の状況等に応じまして一定の範囲内で高さの規制の強化を図るということも可能とされているところでございます。

以前にもご質問いただきまして答弁をさせていただいたところでございますが、町といたしましては、歴史的な町並み・景観の保全をしていく地域、また住民が暮らしやすく利便性の高い市街地の整備を図る地域、といったように斑鳩町特有の歴史・景観に配慮しながら、地域ごとに特性に応じた規制の検討を行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町のほうで地域の特性に応じた形で規制も必要だという認識を持っている、ということで答弁をいただいたと思います。その一方で、住民の皆さんからはやっぱり「商業地域についても町の活性化として必要だ」という意見も出ていますので、やはりその両方に応えられるような形できちっと計画をつくっていくということはまず必要だというふうに思います。その上です、高さ規制をする際に、やはりきちっとした法的拘束力のあるもので規制をかけていくということが必要かなというふうに私は考えています。これまで駅前だけじゃなくて、駅前が7階建てでしたけども、それ以外の地域でも5階建てのマンションが建設をされるという際に、地元の住民から反対運動が起こったりもしましたけども、結局、やっぱりもう運動が起こった時点で撤退された業者もありましたけども、住民さんと相当やり合っても、結局、その法律で禁止されてないからということでマンションが建ってしまっているという、やっぱり法に触れない限りはマンション建設についてはなかなか止められないという状況があると思いますので、きちっと高さ規制については法的拘束力を持ったような形でぜひ検討していただきたいというふうに思います。

これについてはまた今後、町がおっしゃったように専門家の意見等も聞いて、最終的にまとめていくというふうに思いますが、これ、方針として最終的にというか、町の案がまとまって出てくるのが大体どれくらいになるんでしょうか。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 次期都市計画マスタープランにつきましては、計画期間そのものは令和3年から令和12年までの10年間でございます。計画策定に向けたス

スケジュールをお聞きというふうに思いますけれども、これまでの進捗といたしましては、まず30年度におきまして基礎調査、それからまちづくりアンケートを実施しまして、課題の抽出や住民の意向確認を今、行ったというところでございます。

今後につきましては、今年度におきまして、これらの調査結果をもとに都市計画マスタープラン策定委員会を開催いたしまして、全体構想案の取りまとめを行っていきたいと思っております。続いて、令和2年度になりますけれども、全体構想案に基づきまして地域別の構想案、あるいは整備計画案の作成を順次進めてまいりたいと考えておりました、計画全体の調整、取りまとめも含めまして、令和2年12月頃までに都市計画マスタープランの素案を策定し、令和3年1月頃にパブリックコメントを予定をいたしております。令和3年3月にプランの策定を完了してまいりたいというふうに考えているところでございます。その間、適時、策定委員会や都市計画審議会にもお諮りしながら、議会にもご報告を申しあげながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私も都市計画審議会には入れていただいておりますし、さらに建設水道常任委員会にも所属をさせていただいておりますので、またその都度、都度、議論の経過なども聞かせていただきながら、こちらのほうとしてもいろいろまた議論させていただきたいなと思っておりますが、最終的に形としてまとめたものは来年の12月頃に提示をされるということで、それに向けて、また改めて議論をしていきたいというふうに思いますが、今回の質問については以上で終わっておきたいと思っております。

そうしましたら3点目の質問に移らせていただきます。3点目ですが、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の無料化についてということで挙げさせていただいております。

政府は今年の10月から消費税率を10パーセントに引き上げることを前提に、増税による税収の半分を国民に還元すると言い、幼稚園、保育園、認定こども園に通う3歳から5歳児の子どもと、ゼロから2歳児の住民税非課税世帯の子どもの保育料を無償化の対象として10月から制度をスタートさせようとしています。

幼保無償化といいながら、最も保育料は高くなるゼロから2歳児の課税世帯は対象外であったり、また、預かり保育などの利用料助成額に上限が設けられたりしています。さらに、保育料を無償化する一方で、副食費いわゆる給食費ですが、こちらは非課税世帯や第三子以外の分は実費徴収するなど、実は無償化とは言いがたい線引きがされています。なぜこんなすみ分けにしたのか全く理解はできませんが、それをここを議論して

も仕方がないのでおいておきますが、こうした新たな制度が10月からスタートするのに伴って、今9月議会でも町のほうから関係条例の制定など、幼保無償化に係る議案が提出されているところです。

それで、今回、全国的に幼保無償化が制度としてスタート、実施されるに当たりまして、全国の自治体では独自に副食費を無料にしたり半額助成するというような、保護者の負担軽減を図ろうとする動きがあるとお聞きをいたしました。ぜひ、斑鳩町でも実施できないかと思い、質問に挙げさせていただきました。では、まず1点目の幼稚園、保育園での副食費の実費徴収がそれぞれ幾らになるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） まず、幼稚園の副食費の実費徴収の見通しについて、お答えいたします。町立幼稚園では、以前は弁当給食を提供しておりましたが、あたたかい給食を提供できるようということで平成29年度から給食業者から調理済みの食材を購入して、現場で湯せんして提供しております。また、給食費は各幼稚園において実費徴収しております。そして、保護者の経済的負担の軽減及び園児の食育の推進を図ることを目的に1食当たり30円の給食費補助金を交付しております。現在、給食費は月に16回の給食を実施した場合で申しますと、月額5,104円で、そのうち副食費は3,024円、主食費は2,080円となっております。給食補助金の交付を受けた後の保護者からの実費徴収額は月額4,624円、そのうち副食費が2,736円、主食費が1,888円となっております。

なお、今後の幼児教育・保育の無償化に伴いまして、幼稚園においても副食費の取り扱いが示されましたので、町立保育所が調理・洗浄業務を公費負担しているように、町立幼稚園におきましても給食業者の調理・洗浄業務にかかる費用を公費負担とした上で給食費を定めることとしております。現在、給食業者にそうした費用の積算を依頼しているところがございますので、その内容につきましては、総務常任委員会におきましてご報告をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 続いて、私のほうから町立保育所について、ご説明をさせていただきます。町立保育所につきましては、3歳児から5歳児のみ副食費として月額3,600円、主食費として月額900円、給食費として合計4,500円を負担していただくということとしております。今回、3歳児から5歳児の保育料が無料化されることに伴い、食材料費の取り扱いについて国の基準が変更され、保育所におけるおか

ず、おやつなどのいわゆる副食費について、これまで保育料の一部として保護者が負担してきた経緯があるほか、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担されていることを踏まえ、今回、無償化の対象外となり、各施設で徴収することというふうにされたところでございます。町立保育所における副食費の額の積算につきましては町立保育園の過去5年の副食費の実績を参考に算出をしており、実績では副食費は月額4,100円程度となっておりますが、以前から実費徴収を行っている幼稚園の給食費につきまして、保護者の経済的負担の軽減と児童・生徒及び園児の食育の推進及び体位の向上を図ることを目的として1食当たり30円を補助しており、幼稚園給食費の1食当たりの軽減の割合が9パーセントでありますことから、今回、保育所の副食費を実費徴収するに当たり、保育所の給食費につきましても、主食費と副食費を合わせた1食当たりの給食費208円から9パーセント、金額にいたしますと18円の軽減を行い、副食費の額を3,600円ということにさせていただいたところでございます。

このように町といたしましては、3歳児から5歳児の町立幼稚園児童との公平性を保つため、町立保育所の給食費につきましても軽減を行うということで予定しておりますので、ご理解賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） どちらも今回の無償化にあたって副食費については徴収をしていくと。ただ、その額については、保育園については、これまで保育料のほうで国から示される基準の85パーセントで徴収してきたということで、その軽減していた分を副食費の軽減に回すという考え方、それ相当分というんですかね。すみません、違っていたらまた訂正してください。

1点、近隣の私も町と比較をさせていただきましたけども、若干、確かに副食費については安くなっていました。一方で、幼稚園のほうについては、副食費はそんなに変わらなかったり安かったりしたんですが、主食費が2,080円でしたかね、ということで、近隣の町からも「なんでこんなに高いんや」ということで聞かれて、「いやいや、民間の給食業者のほうにやってもらってるんでこうした金額になるんです」ということで、一応、説明はしたものの、やっぱり高いなあという印象がぬぐえない状況でした。

今、教育長のほうから答弁がありましたけども、議案の説明のときに副食費についても金額、説明資料でありましたけども、その中には調理・洗浄業務の人件費等が入っているということで、今回、改めてその人件費等を抜いて材料費のみの徴収ということで

検討をされていると。その額については、また総務常任委員会のおきにお示しいただけるとのことなので、またそれはきちっとしたものをお示していただきたいというふうに思いますが、そのように、一定ですね、これまでどおりというか、今回の制度が変わるに当たって一定、町の考え方を盛り込んだ実費徴収額でやっていきたいということですが、この質問の冒頭で申しあげましたように、全国ではやはり幼保の無償化ということであれば、給食費も当然含まれるだろうということ、国のほうがそれをやらないんだったら自治体のほうでやっていこうと、副食費を無料にしているという自治体が報告をされています。町としても、そうした考え方を持って取り組んでいくべきではないかなというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 副食費も含めた無償化ということでございますけれども、質問者もご存じかとは思いますが、幼児教育・保育の無償化に伴います副食費の免除につきましては、この消費税率の8パーセントから10パーセントへの引き上げに伴う財源ということを利用して実施されるものでございますので、町が国の無償化の対象とならない副食費を無償化することになると、新たに町で財源を確保という必要性が出てくるところでございます。また、今回の無償化の実施により、3歳児から5歳児の児童を持つ世帯については大きく経済的負担の軽減が行われますことから、他の子育て世代との負担の公平性という観点からも、斑鳩町の副食費の取り扱いについては、先ほど答弁させていただいたとおりでご理解を賜りたいと思います。

しかしながら、今後の子育て施策の充実につきましては、町全体の施策を総合的に勘案する中で決定していくということをもた改めて検討していくことを考えておりますので、そのあたりはまた改めてご理解賜りたいと思います。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今の答弁で言いますと、副食費については無料化については現在、考えていない、ということで、捉えさせてもらってよろしいのでしょうか。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） はい、そのとおりでございます。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その後の答弁で、また全体のことについて検討していきたいというふうに部長、答弁されましたけども、一般的な答弁で具体的なものは見えてこなかったんですが、それについても町としては何か考えておられるんですか。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 子育て施策全般ということでお答えをさせていただいたわけですが、例えば、今、準備しております来年1月からの病児保育を開設するだとか、そして、来年4月のファミリー・サポート・センターの開設に向けて準備するなど、そういった全体的な支援を今、事業のほうを進めているわけですが、それと、今回この副食費の無償化につきましてはこの3歳から5歳ということを先ほども答弁をさせていただいたとおりでございますけれども、例えば、その範囲に入らない例えば0歳児からの方につきましては保育料のほうに副食費を含めた形での保育料を徴収するということになっておりますので、そういったことも踏まえて全体的なところを軽減策というものは改めて検討する必要があるのかなというふうに考えておりますので、それについては、この3歳から5歳の特定したところに改めて追加することはないということをご理解を賜りたいと思います。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ちょっとよくわかりにくい答弁でしたけども、私が質問していることについては、今はやらない、という答弁だったというふうに思います。さらに全体的なことで考えているということなので、またじゃあ、次年度の予算編成がどういうふうになってくるのかという点で、改めてそこでまた議論させていただきたいというふうに思います。この質問については以上で終わっておきます。

それでは、4点目の質問に移らせていただきます。

4点目は、「くらし支えあい条例」（仮称）ということで挙げさせていただいてますが、この条例は、滋賀県の野洲市というところが制定し、2016年10月に施行されている条例ですが、その目的として、市民の消費生活の安定と向上、また、消費者安全の確保を謳うとともにさまざまな問題の背景には市民の経済的困窮や地域社会からの孤立などの生活上の課題があり、それらの解決と生活体験を図るとしているところに注目が集まっています。ある雑誌のインタビューで、野洲市の山仲市長は、この「くらし支えあい条例」を制定したきっかけを聞かれ、市民からの生活相談を受ける中で、税金の滞納の背景に失業や生活苦、多重債務の問題が隠れていることがわかってきました。税金や水道料金、給食代などの滞納を市民からのシグナル、SOSと捉えて、生活支援につなげることはできないものかと考えました、というふうに答えています。続けて、その市長さんは、そもそも生活が苦しい方は市役所へ相談に来る余裕もありません。さまざまな接点をとらえて、こちらから働きかけなければ最も困難を抱えた方々とはつなが

ることすらできない、とし、この「くらし支えあい条例」の第23条では「市はその組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮等の発見に努めるものとする」と定め、野洲市では市民生活相談課という課を設置して、その対応にあたっているところが紹介をされていました。私は、この野洲市の住民の苦難軽減に積極的に乗り出そうという姿勢や取り組みについて、非常にすばらしいものだというふうに考えます。私も議員をさせていただいて、今17年目になりますが、町民の皆さんから数々の生活相談を受けてきましたが、その際に共通していたのは、ほとんどの方が本当に切羽詰まった状態にならないと相談に来られないということと、ひとりでは役場に相談に行きづらいとおっしゃることでした。もう少し早い段階でご相談いただければ、もっといろいろな対処の方法があったのという思いと、やはり住民の皆さんから見て役場というのは少し敷居が高いのかなというのが私の率直な感想です。なので、町のほうから住民の皆さんに対し、困ったことがあったら町に相談に来てくださいというメッセージを強く発信していく必要があると考えます。また、この「くらし支えあい条例」の中では、消費者トラブルを未然に防ぐ、防止する観点から訪問販売業者を市の登録制にし、登録のない業者等については市内での訪問販売ができないように制度化をしています。

こうした取り組みについても、当町で採り入れていってはどうかというふうに考えます。貧困と格差が広がり、苦難を抱える住民が増えてきている昨今、行政が果たすべき役割がさらに強くなっており、こうした先進自治体の例を参考にし、当町でも取り組みを進めていただきたいというふうに考え質問に挙げました。

それではまず1点目の、斑鳩町の現在の取り組み状況について、お尋ねをいたします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 野洲市の「くらし支えあい条例」に関して、消費者保護の訪問販売の関係とその生活困窮の関係に絞ってお答えをさせていただきたいと思えます。まず初めに、訪問販売等についての斑鳩町の関係でございます。この関係につきましては平成30年度からではございますけれども、玄関先に添付することができる訪問販売お断りシールというのがございますけれども、そういったものを作成をさせていただきまして、高齢者世帯を中心に役場窓口での配布や民生委員の方にも配布をさせていただき、必要な方に対しまして配布を今現在、させていただいているというところがございます。この訪問販売お断りシールにつきましては、平成29年4月に奈良県におきまして奈良県消費生活条例が改正され、消費者が貼り紙による表示、その他の方法により訪問販売等に係る勧誘を拒絶する意思を表明しているにもかかわらず、またはその意

思表示の機会を与えることなく、消費者の住居、勤務先、その他の場所を訪問し、または電話することが不当な取引行為として指定されたことによるというところでございます。この関係につきましては、全国的には初の取り組みというふうになっております。このことから、このシールを貼りますことによりまして、訪問販売お断りという意思表示になりますことから、この貼付にもかかわらず訪問販売を行った場合は不当な取引行為にあたるということから、奈良県の指導対象になるということになっております。

また、住民の方への注意喚起といたしましては、国民生活センターと全国の消費生活相談室をネットワークで結んだシステムを活用いたしまして、全国的に相談件数が増加をしておりますものを中心に2か月に1回、町の広報紙お知らせ版におきまして、「消費生活相談室からのお知らせ」というタイトルで周知をさせていただいているところがございます。また、今年度からでございますけれども、特殊詐欺等被害防止対策機器を購入するための助成制度というものを創設させていただいております。悪質電話による高齢者の特殊詐欺等の犯罪被害の未然防止、そういったところに努めております。これについても県内ではまだ4団体の制度でございます。

次に、消費生活相談における生活困窮等の方についての対応でございますけれども、斑鳩町のほうでは毎週木曜日でございますけれども、消費生活相談員による消費生活相談を実施しております。この消費者トラブルに生活困窮や多重債務の問題が含まれている場合につきましては、生活困窮の問題に関しましては、その相談者の事情によりまして生活保護担当課や法テラス、または奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター等につないでいっているという状況でございます。また、多重債務の方につきましては日本クレジットカウンセリング協会やこれも法テラスのほうにもつないだり、そういったことでトラブルの解決に努めているというところがございます。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、町の取り組みについていろいろと答弁いただきましたけれども、確かに訪問販売お断りのシールというのは各家庭に必要な方に対してはお配りをするという形で対応されています。私ですね、純粹に登録制にして、登録がない業者を訪問できないようにするほうがトラブルが少なくなるんじゃないかと単純に思いましたので、町でもそれを実施してはどうかというのがひとつです。

2点目の質問なんですけども、「くらし支えあい条例」、冒頭申しあげましたように市の姿勢、住民の生活苦難を放っておかないできちっと市のほうから相談に来てくださいと、きちっと窓口、担当課をつくって対応されているというのが非常にすばらしいな

というふうに思うんです。町のほうも消費相談等、無料法律相談などいろいろやっただいてますけども、住民の皆さんで、まずどこに相談に行けばいいのかわからないというのがあると思うんです。消費者相談というと、例えば、訪問販売のトラブルにしか対応してくれないのかなとか、いろいろそういうところがわかりづらいと思いますので、やはり役場に来ていただいたらその問題に合わせて専門家を紹介できますよとか、こういう相談センターがありますよとか、そういう来ていただいた方にはそういう対応はされていると思うんですけども、まずそもそも役場に行ったらそれが相談に乗ってもらえるのかどうなのかわからないというところがありますので、やはり町のほうが住民の皆さんに対してそういう姿勢を前面に出して、苦難軽減を図っていくと。だからそれがこの野洲市では条例として定められているということなので、本当は私は条例をつくっていただいたらいいのかなというふうに思うのですが。ただ、野洲市とこちらとは違いますので、必ずしも条例をつくるのがいいかというのと、町の規模でできるのかというのがありますから、それは斑鳩町できちっとできる体制というんですかね、姿勢を持っていただいて取り組みを進めていただきたいなということがこの質問の趣旨なんです。

ですので、訪問販売業者の登録制の問題と、やっぱり住民の苦難軽減の、住民の皆さんに向けた発信、メッセージについて、今でも対応はしていただけてますけども、よりやっぱりそういう強い視点を持って取り組んでいただきたいということなので、そこに対して答弁をお願いしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） まず、野洲市の登録制度の関係と、もう1点、相談窓口の関係とその2点について、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、この野洲市の訪問販売の登録制度の内容について、まずご説明をさせていただきますと思います。この登録制度につきましては、基本的には暴力団と関係がなければ登録ができると野洲市のほうに確認をさせていただいております。また、事業者が野洲市に登録を行っていたとしても、登録がされている業者だからといって市が特定の事業者を推奨したり事業者が提供する商品等の内容、品質を保証したり、事業者の経営内容を保証するものではないということでございます。さらに、その登録した事業者が訪問販売に来たとき、自宅へ訪れたときに、事業者に市に訪問販売登録を行ったかどうかを尋ねた上で、登録がなければ断らなければならないといった、そういった1回直接、面談するという必要が登録制度にはございます。それに対しまして、今、斑鳩町、奈良県の生活の条例改正に合わせて配布をさせていただいておりますこの訪問販売のお断り

シールにつきましては、もう訪問販売はお断りしますよという、その意思表示ということで貼っていただくことになりますので、貼ってあるにもかかわらず自宅を訪れて、例えば、チャイムを鳴らして話をしていくということそのものが、もう不当ということになりますので、その時点で、今、斑鳩町のほうで進めていることにつきましては、面談の必要がないというところでございますので、そういったことから実効性から言っても、今、斑鳩町のさせていただいている内容についてのほうが効果的には高いというふうに考えております。

それと2点目の生活相談を含めたそういった相談の関係でございますけれども、今もそれぞれ、例えば今、消費生活相談に来られた場合ですとか、福祉子ども課に来られた場合ですとか、また、社会福祉協議会に来られた場合ですとか、あとは民生委員さんもいろいろ活動していただいておりますので、そういった中でいろいろ情報を聞かせていただいている中では、そういった必要なところに必ずつなぐようなことで、今対応をさせていただいているところではございますけれども、質問者がおっしゃるとおり、相談窓口に来ていただくという方法の周知につきましては、どういった方法ができるかということについてはまた改めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。登録業者については今、斑鳩町として取り組んでいただいているほうが効果が高いというふうに町は考えているということで、私のほうも再度また研究をしたいなというふうに思います。メッセージの発信についても、どういう周知の方法があるのかまた検討するというふうにおっしゃっていただきましたので、やはり住民の皆さん、なかなか困っていても役場に行きづらいというのと、行ってどこに行ってもいいのかわからないということがありますので、そこのところもわかりやすいような形で、なおかつやっぱり来てくださいという思い、姿勢を持って、住民の皆さんにメッセージを発信していけるような形で検討をぜひお願いしておきたいと思えます。そうしましたら、4点目の質問についてはこれで終わります。

それでは5点目の質問に移らせていただきます。5点目は、ごみステーションについてということですが、現在当町では、ごみの収集は個別収集ではなく、ご近所と相談していただいて複数の家庭のごみを1か所に集めて出していただくことを住民の皆さんにお願いして、町が拠点回収を行っています。そして、その拠点となる場所をごみステーションとしてごみ収納ボックスの設置が進められてきました。このごみ収納ボックスは固定式のものと簡易収納式のものがありまして、固定式のボックスについては町が10

0パーセント費用を出して設置をされていますが、固定式のボックスを設置できない場所については、町から無料で支給されるネットを活用するか、もしくは簡易収納式のボックスが各自治会に対して1つサンプル支給されるものが活用できますが、2つ目以降はその自治会等で費用を全額自己負担して設置しなければなりません。こうした状況から、住民の皆さんより、「固定式の場合は町が全額費用負担して設置されるのに、簡易収納式についてはなぜ自分たちでお金を出して設置しなければいけないのか。どちらも町から言われて拠点回収に協力しているのに不公平ではないか」という声が寄せられています。そうしたことから、以前にも厚生常任委員会の中で、簡易収納式のボックスについても、きちんとやっぱり必要数を自治会等に支給すべきではないかというふうに質問をさせていただき、町の対応を求めてきたという経緯があります。そしてその後も、やはりこうした声が広がっていますので、今回、改めて町に対して対応を求めたいと思ひまして、質問に挙げさせていただいております。

ではまず1点目ですが、固定式ボックスと簡易収納式ボックスの設置に対する町の見解についてお尋ねしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） それぞれの基準についてということで、これまでの経緯を含めて、ご説明のほうをさせていただきます。質問者が言われましたとおり、平成14年度までは一部の地域を除きまして個別収集を実施をしておりました。その際、収集員は収集車の後ろの部分にぶら下がって、いわゆるステップ乗車を行いながら収集の円滑化に努めておりましたけれども、奈良県警察より道路交通法に抵触するおそれがあるということで廃止するよう通告がございましたことから、斑鳩町のほうでは直ちにステップ部分を取り外し、ステップ乗車ができないような構造に改めたというところがございます。ただ、その結果、収集に時間が非常にかかるようになったというところと、それに合わせてカラスや猫の被害が増えるということになったところがございます。そのため、収集時間の短縮を図ることも踏まえて各自治会にお願いをさせていただきまして、平成15年度から順次、ステーション収集に移行いたしますとともに、設置場所をご用意いただきました自治会に対しましては隣接者等の同意を得られた場合に固定式のごみ収集ボックスを設置させていただいたというところがございます。また、自治会によりましては同意が得られない場合や、設置するのに適当な場所がない場合などがございます。また、観光客の散策ルート上にある自治会などでは設置できる場所があってもごみ収集ボックスをごみ箱として間違えて捨ててしまうと、そういったこともあります。

ことから、あえて収集ボックスを設置されないという自治会もあったようでございます。

そのような場所につきましては、各自治会でそれぞれ対策をとって管理していただいているわけでございますけれども、カラスや猫の被害について相談があった場合は、生ごみ分別収集を徹底していただいたり、カラス除けネットの交付やカラス除けネットを二重にし、その四隅に重りを固定するなどカラス、猫の被害へのさまざまな対策をとっていただいた上で、それでも被害が継続される場合につきましては、その質問者がおっしゃられる折り畳みの簡易ボックスを自治会としてそれぞれおっしゃったとおり、ひとつについて配付をさせていただいたというところでございます。この折り畳みボックスの交付につきましては、その費用は固定式のごみボックスと比べた場合、比較的安価ではございますけれども、その耐久性についてはちょっと低いということになってございますので、費用対効果を考えた場合、結果として高くなってしまう場合もありますことから、この交付につきましては一定、今こういった制限をかけさせていただいているという状況でございますので、これまでそれぞれ固定式と折り畳みボックスの取り扱いについてはそういった基準でさせていただいているというところでございます。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 拠点回収に移行した当初は、まだ折り畳み式のボックスというのはそんなになかったというふうに認識してます。皆さん、ネットをかぶせて非常に苦労しながら対応していただいていたというふうに思いますが、その後ですね、いろいろな種類の折り畳みのボックスができて、町内でもいくつか見られるようになってきてますけども、町として、非常に箇所数も多く劣化もするので費用が余計にかかるんじゃないかということから、固定式ボックスは町が設置するけども折り畳み式については支給してこなかったということですが、これについては質問の冒頭でも言いましたように、やっぱり住民の皆さんは同じように協力していただけてますので、さらに、今、町のほうでもどこがステーション、拠点になってるのかというのは全て把握しているというふうに思います。ですので、例えば、その自治会の中で、拠点数以上にボックスが欲しいというふうに申請されたときは「何ですか」ということになりますけども、その箇所数を把握しているんですから必要数についてはきちっと町のほうで簡易式のを要求されるのであれば固定式と同じようにやっぱり町が費用をもって支給をしていくと。それを使うことによってやっぱりカラスや猫なんかの被害を防ぐことができますので、それが「別に必要ない」とおっしゃる方は別ですけども、住民の皆さん、自治会などを中心にして申請があった場合には、それを支給していくということで町は応えていくべき

じゃないかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） この関係につきましては前にもちょっと委員会のほうでは、「今後の検討」ということでご回答をさせていただいていたと思いますけれども、窓口に対しましてもやっぱりそういった声も実際、お聞かせをいただいているところがございますので、この簡易ボックスにつきましても実際、置けるところと置けない場所も、そういった地域もあるようがございますので、そういったいろんなことを含めまして、ある程度、一定規模に対しましてどういった個数を配るのかですとか、そういったごみボックス等の簡易版も含めまして、そういった助成制度をつくるのかといった全体的なことを考えて、何らかの対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 前向きに検討していただけるということですので、例えば、全体のステーションで固定式ではないところで、その簡易収納式ボックスを設置すると、費用的にはいくらになるかということなども含めて、これもまた新年度予算の編成の中で町の考え方については確認をしていきたいと思っておりますので、そのことを求めまして、この質問についても終わり、以上で私の一般質問については終わらせていただきます。

○議長（坂口徹君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（坂口徹君） 再開いたします。

ここで、11番、濱議員のほうから退席の申し出をお受けしております。

次に、4番、小城議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず1点目に、水害に対することでございます。河川改修については国、県でしっかりと進められていますが、内水対策についての質問でございます。本年8月19日、時間雨量50ミリを超える雨が斑鳩町でも観測されました。また、昨日、三重県で1時間に121ミリという強烈な雨が降っております。今後もこういったゲリラ豪雨というものがたくさん発生するということが懸念されます。その中で、河川改修について、国や

県で進められていますが、内水対策については斑鳩町ではどのようになっていますか。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） まず、内水対策に伴うハードの対策についてでございます。本町におきます内水被害対策といたしましては、流域における雨水の流出抑制対策としまして、大雨のときに一時的に雨水を貯留し、少しずつ下流へ流し、洪水時の下流の負担を軽減させる貯留浸透事業を平成8年度から実施しているところでございます。貯留浸透事業には、グラウンドやため池、田んぼを活用したものがございまして、グラウンドを活用した貯留施設は斑鳩中学校、斑鳩東小学校のグラウンドや健民運動場がございまして、また、ため池を活用いたしました貯留施設といたしましては、毛無池、瓦塚池、東町池、天満上池、慶花池、松谷池などのため池において整備をいたしましたところでございます。また、近年は田んぼを活用した水田貯留が注目されておりまして、平成28年、29年度に東里地区の農業者の皆様のご協力を得まして約5ヘクタールの田んぼで水田貯留を整備いたしましたところでございます。さらに、奈良県におけます内水被害対策といたしまして、昨年5月に大和川支川におけます内水被害地区を対象に対策が必要な貯留施設等の整備を行います「奈良県平成緊急内水対策事業」を今後5年間で内水氾濫による床上床下浸水被害を解消することを目指しまして、各支川に必要な貯留施設等を整備する取り組みが公表されたところでございます。現在、平成12年に浸水被害が生じた法隆寺南3丁目の上流部で貯留施設の整備ができる箇所の効果検証を行いながら候補地の選定を行い、奈良県と連携しながら事業を進めているところでございます。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。早くから斑鳩町は対策されているということで認識いたしました。今、これまで以上の対策が必要と考えます。答弁にもありましたように候補地の選定等、早期に選定していただいて、丁寧な説明を行い1日でも早く進めていただきたいと思います。続きまして、民間開発に対する対応はどのような対策をされているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 植村都市建設部長。

○都市建設部長（植村俊彦君） 民間の開発行為に対します内水対策でございますが、大和川流域における総合治水対策のひとつといたしまして、一定の開発行為に対して防災調整池の設置を指導し、雨水の流出抑制を図っているところでございます。しかしながら、近年の大和川流域における開発行為の動向といたしましては、平成16年度から平成26年度までの開発許可面積割合のうち38パーセントが3千平方メートル未満の小

規模開発となっております。奈良県の流域整備計画に基づく防災調整池設置予測による容量と現在の設置容量を比較いたしますと約6万7千立方メートルの防災調整池容量が不足しているという状況でございます。このような状況を受けまして、奈良県におきましては大和川流域における総合治水の推進といたしまして、平成30年の10月から、開発等に伴う防災調整池の設置が必要となる開発区域面積を3千平方メートル以上から1千平方メートル以上に引き下げたことにより強化されたところでございます。

このことから、本町といたしましても斑鳩町開発指導におきまして、大和川流域における総合治水の推進に関する条例に基づき、調整池を設置するよう指導をいたしているところでございます。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。民間企業に対しましてもしっかりと指導を行っていただき、民間と協力していただいてしっかりとこの答弁いただいたことを進めていただきたいと思います。

続いての質問ですが、これから頻繁に発生すると考えられる水害等災害について、町の対策についてでございます。8月19日の読売新聞に掲載されていましたが、「全国1,741市町村のうち専任防災担当職員がいないのは517市町村、全体の29.7パーセント、1から4名しかいないのが700市町村の40.2パーセント、合わせて7割」という見出しが出ておりました。このことから斑鳩町では、大規模災害に対してどのような組織体制をとっておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 本町の災害対応に対する組織体制につきましてのご質問でございます。本町では、災害発生時以外の平時も含めた対応といたしまして、消防団及び消防施設に関することや、防災計画及び水防計画に関することなどを所掌する消防・防災係を総務課に置き、防災事務を執り行っているところでございます。さらに、総務部内に危機管理顧問を置き、特に警察、消防など関係機関との円滑な連絡調整に努めているところでもございます。こうした中、担当職員におきましては、奈良県が主催する研修のほか、関西広域連合が主催する防災分野人材育成部門基礎研修など各種研修へ積極的に参加することにより、防災に対する知識の習得に努めているところでございます。

また、災害時における対応といたしましては、風水害などに対する警戒体制も含め、その状況に応じた職員参集体制に加え、地域防災計画に基づく災害対策本部体制としてそれぞれの役割をあらかじめ定めることにより、総務課だけではなく全庁的な対応がで

きるよう組織動員体制の確立を図っております。さらに、職員参集メールシステムを運用し、休日や夜間等の勤務時間外でも対応可能な参集体制を確保することにより、災害に迅速かつ的確な対応の実施に努めているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。2016年8月の台風10号で岩手県のある町では、河川の水位が避難勧告の基準に達しているにもかかわらず勧告の発令をしなかったということで9人が亡くなっておられます。こういったことから斑鳩町でもこういったことがないように、1人でも住民の皆様が安心して安全で暮らせるまちづくりをしっかりとやっていただきたいと要望して、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、小・中学校にスマートフォン・携帯電話を持ち込むことについての質問でございます。昨年大阪北部震災のときに児童・生徒が通学時間に発生したことについて、大阪府は、「学校内にスマートフォンの持ち込みを容認してほしい」という要望を保護者の皆様が出されたことによって、大阪では小・中学校に原則禁止としていたものを見直す方針を打ち出しました。今、この斑鳩町で子どもたちのスマートフォン等の所持率等をお伺いしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 子どもたちのスマートフォンの所持率のご質問でございますけれども、町内の小学校、中学校では児童・生徒のスマートフォンの所持率の調査は行っておりませんので、まずはご了承お願いしたいと思います。なお、内閣府が、平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査というものを行っております。それによりますと、その調査結果からお答えしたいと思うわけなんですけれども、子ども専用のスマートフォンの所持率は年々増加しており、小学校が35.9パーセント、中学校では78.0パーセントとなっております。以上です。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 小学生の割合は大変少なく、今の答弁で感じます。中学生では78パーセントと、ほぼほぼ持っているということでございます。こちら8月22日の読売新聞に掲載がありましたが、「大阪では持ち込みを容認することになりましたが、90パーセントの市町村では対応未定」という記事が出ておりました。斑鳩町では小・中学校にスマートフォン等を持ち込むことについての検討はどのようになっておられますか、お伺いいたします。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 小学校・中学校にスマートフォンを持ち込むことについてでございますが、大阪府教育庁では昨年10月、議員お述べのように大阪北部地震の発災を受けまして、安全安心の体制を補完する役割を果たせるとしまして、公立小学校・中学校の校内への持ち込みを容認し、今年3月にはスマートフォン・携帯電話の使用は登下校中の防災や防犯目的に限り、校内では電源を切ることを明記した持ち込みに関するガイドラインを公表しております。また、このガイドラインを大阪府内の各市町村教育委員会に通知し、具体的な運用については各教育委員会が判断し、今年度中にルールを作成するとされてはいますが、多くの市町村は慎重に意見を集約していると伺っております。

また、文部科学省におきましては、本年5月31日に有識者会議を開催し、大阪府の動向を注視しつつ、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況が変化していることを踏まえて、平成21年1月30日付、学校における携帯電話の取り扱い等についての通知で示されていた小・中学校への原則持ち込み禁止等について、見直す議論が進められているところでございます。その会議におきましても、学校で預かる場合、児童生徒が自分で保管する場合のいずれにしましても高額な機器を紛失したらどうなるのか。ゲームや歩きスマホなどにどう対処するのか。また、依存症や電磁波の問題は大丈夫なのかなどの課題が示されたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、斑鳩町におきましては小学校・中学校にスマートフォン・携帯電話を持ち込むことにつきましては、まずは国の動向や大阪府の状況を注視してまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね、たくさんこれをする、このことについてはそれぞれルール決めであったりたくさんとやらないといけないこと、検討していかないといけないことがあると思います。しかしながら、こういった通学時間、先生の目が届かない場所、保護者の目が届かない場所で発災が起こった際に、やはり子どもたちの防犯、安全、災害の減災にもなると思いますので、しっかりと検討をいただいて、このことを1日でも早く進めて検討していただきたいと思います。発災してからは遅いですので、斑鳩町でも早期の取り組みをよろしく願いいたします。この質問は終わらせていただきます。

続きまして、4番目の質問でございます。プラスチックのごみ袋の取り扱いについての質問でございます。可燃ごみは有料でかつ住民の皆様の努力により年々減少傾向であります。プラスチック用のごみ袋は無料ということで、ごみを捨てる以外の用途で使用

している場面も見かけて、配布枚数が増加している傾向にあります。生産コスト等も増加すると考えられますが、町としてはどのようなお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） プラスチック類のごみ袋の取り扱いについてでございます。斑鳩町におきましては、住民皆様のご協力によりまして、ごみ減量化及び資源化を促進するため平成12年10月からごみ処理有料化を導入し、今日に至っているというところでございます。このプラスチック類を含みます資源物の指定ごみ袋に関しましては、資源化を促進させるため当該ごみ袋を無料で配布させていただき、「混ぜればごみ、分ければ資源」を合い言葉に住民の皆様にはごみ減量化と資源化に取り組んでいただいているところでございます。この状況を踏まえまして、本年度には資源物指定ごみ袋の製造コストの削減と自治会等における当該ごみ袋の配布に係る負担軽減を図ることを目的といたしまして、ビン類・缶類、ペットボトル、その他プラスチック類の3分類の指定袋を共通化するため資源物共通指定袋モデル事業を8自治会のご協力をいただきまして、本年8月から10月までの期間におきまして実施をしていただいているところでございます。このモデル事業参加自治会に対しましては、当該期間の後半にアンケート調査を実施させていただきまして、排出時における課題等を抽出してまいりたいというふうに考えております。この事業の効果検証を行った上で、課題等がクリアできるようであれば、次年度以降にはこの資源物指定袋の共通化を実施していきたいと考えているところでございます。こうしたことから、町といたしましてはごみ減量化を促進するためにつきまして、これまでどおり可燃ごみ袋は有料、また資源化を促進するため、その他プラスチック類、ペットボトルなどの資源物は無料ということで、ごみの減量化、資源化を進めておりますことから、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。平成12年、早くから斑鳩町はごみ袋有料化ということに取り組まれて、その実績が今出ているのかなと思います。今の質問を受けて、ごみの減量化の取り組みはしっかりとされていますが、今、プラスチックの問題が世界的に言われております。小売店等、レジ袋を削減することも重要であると考えますが、町として住民に対して何かアプローチを行っているのか、お伺い願えますか。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） プラスチックの中の特にレジ袋ということでございます。ごみとして出されるレジ袋を少しでも減らすためにはレジ袋の使用そのものを抑えてい

くことが必要であり、住民の皆様にはより一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進していくことが重要であると考えております。その中で、地域住民の方、事業者、行政等で組織をいたします斑鳩町地球温暖化対策地域協議会、通称エコるがでございますけれども、そのエコるがと連携をいたしまして、レジ袋の削減やマイバッグの普及活動など、積極的な実践活動を展開しているというところでございます。

その取り組みの一環といたしましては、協議会会員の皆様とともにマイバッグ持参推進運動に取り組んでいただいているところでございまして、今月と来年の2月頃でございますけれども、活動をしていただくという予定でございます。日常生活や事業活動などあらゆる場面での環境負荷の軽減に向け、自らのライフスタイルを見直し、二酸化炭素やごみ減量をさらに推進させるためにも、官民一体となったこうした取り組みを行っていきたくと考えているところでございます。また、レジ袋の有料化を義務づける方針を本年6月に開催をされました主要20か国地域エネルギー・環境閣僚会合で国が明らかにされましたことから、今後、この国から示される制度の詳細を注視しながら、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。最初のご答弁にもありましたように、今ですね、新しい資源、指定ごみ袋をつくられて、それをモデル事業としてやられるということです。これも新しい取り組みですので、いろいろと問題等、これから出てくると思いますが、1日でも早くしっかりと来年度、実行できるように早く推し進めていただきたいと思います。あと、このごみ袋のレジ袋等のことも6月から全面有料化ということですが、一時のエコバッグであったりとかマイバッグ、報道されていたころに比べると、今はこういった言葉が余り聞かなくなっているのではないかなと思います。しっかりとこの辺も町としてアプローチをかけていただきたいと思います。要望いたしましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

続いて、2番、齋藤議員の一般質問をお受けいたします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問の1つ目は、災害時の命を守る体制づくりについて、お尋ねします。

最初に、災害時の避難場所について、お尋ねします。災害時の避難場所は災害が発生または発生するおそれがある場合、その危険から逃れるため居住者等が災害から命を守

るために緊急的に避難する施設または場所とされております。斑鳩町防災ハザードマップでは、斑鳩町では学校や公民館などの公共施設20か所が指定されています。しかし避難場所までの距離や避難場所の収容人数などに限界があります。例えば、竜田川から西の地区では西公民館のみが避難場所に指定されています。いざというときには到底収容できません。地域にある公園や民間事業と協定を結び、スーパーの駐車場や大型店舗の駐車場などを活用させていただくなど、地域の自主防災会、自治会などと連携して避難場所の確保や地域住民への周知を図っていったほうがよいと思います。また、地域によっては災害時の避難場所を決めて安否確認をする体制を決めているところもあります。災害時の避難場所について、どのようにお考えになっているか、お尋ねします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 災害時における避難場所及び避難所に関するご質問でございます。初めに、避難所等における収容人数の関係についてであります。災害対策基本法では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険性から逃れるための緊急避難場所と避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで一定期間滞在させ、避難者の生活環境を確保するための避難所について、洪水や崖崩れなど災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を市町村長が指定することとなっております。また、この指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるとされているところでございます。本町におきましては、災害対策基本法で定められている基準に即し、現在、斑鳩町地域防災計画において20か所の指定緊急避難場所兼指定避難所を指定しているところでございます。

こうした中、本町における想定される最大の避難者数に関しては、第2次奈良県地震被害想定調査報告書における内陸型地震時の避難者数は約9千人となっております。本町の20か所の指定避難所における収容可能な避難者数は2万634人となっており、想定される最大避難者数を収容可能な規模となっております。さらに、避難生活が長期化する場合におきまして、一般の避難所では避難生活が難しい要介護者等の配慮が必要な方への対応について、バリアフリーなど環境が整っている福祉避難所として利用できるよう、本年3月に災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を2つの民間福祉施設と締結いたしました。しかしながら、質問者がおっしゃいますように、地域によりましては、指定避難所までは遠く、もう少し近いところに避難したい、というご意見もあることは承知しております。このことにつきまして、風水害時における浸水想定区域外の場所など危険性が低いと判断される場合は、自治会の集会所等を自主的に開

設する避難所として利用することも可能であると考えております。さらに、民間事業者等との避難所等施設利用に関しまして、平成18年に町の要請に基づき、店舗施設内の駐車場を避難場所として提供いただけるよう、イオン株式会社と協定を締結しているほか、平成25年には、法隆寺さんとの間で住民及び帰宅困難となった観光客の避難場所及び避難所としての施設利用について協定を締結しているところでございます。

今後も、町といたしましては、地域の方々との連携のもと民間事業者等のご協力も得ながら、避難施設の確保に引き続き努めるとともに、災害時に適時適切に避難行動をとっていただけるよう出前講座や研修会、訓練を通じて防災知識の普及等に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。指定避難所まで遠いので、町の指定している避難所以外にも、もう少し近いところに避難することができるよう、イオン斑鳩店と協定を締結しているというお話がありました。このような協定を斑鳩町の他の大型店舗、工場等と締結していただくよう要望します。また、地域の防災会や自治会等、意思疎通を図りながら公園等も地域住民の安全確認ができる一時的な避難所として設定するなど、住民一人ひとりが確実に避難できるようきめ細やかな対策を進めていただくよう要望します。そして、斑鳩町防災ハザードマップの改訂時には、協定を締結した駐車場や公園なども斑鳩町防災ハザードマップに記載するなどの対応を要望します。

次に、斑鳩町における自主防災組織間の連携についてお尋ねします。

災害時に命を守るため、多くの地域では自主防災組織が設立され活動されているほか、福祉会や民生児童委員なども日ごろの見守り活動などを通じて取り組みを進められておられます。こうした中、大規模な災害発生時に対応していただくため、今後それぞれの組織の取り組みに加え、横の連携も必要となると思われまます。現在、福祉会や民生児童委員においては協議会などが設置され意見交換が可能となっておりますが、自主防災組織は意見交換ができる協議会は組織されておられません。自主防災組織の連携を深めるため、町として今後どのように取り組みを進めようと考えておられますか、お尋ねします。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 本町におきます自主防災組織間の連携についてのご質問でございます。現在、本町におきましては26団体の自主防災組織が組織され、必要な防災資機材の購入のほか、防災訓練、学習会等に取り組んでおられるところでございます。

質問者がおっしゃいましたように、現在、自主防災組織における協議会等は組織され

ておりませんが、法隆寺さんにおける避難誘導訓練などの訓練を通じて複数の自主防災組織の方々に集まっていただく機会がございます。町といたしましては、今後、こうした自主防災組織の方々が集まっていただく場において意見交換の機会を設けるなど、自主防災組織間の連携を深めるための支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。自主防災組織、福祉会、民生児童委員などの横の連携と合わせて、災害時には地域でお互いに連絡を取りながら、連携して活動していかなければなりません。日ごろの行政と自主防災組織、福祉会、自治会などの地域組織や社会福祉協議会などの団体が連携して対応する仕組みづくりと、災害発生時に適切な対応ができるようきめ細やかな対策づくりを要望して、災害時の命を守る体制づくりについて、質問を終わります。

それでは、2つ目に、介護予防活動支援事業について、お尋ねします。

初めに、介護予防活動支援事業の効果について、お尋ねします。介護予防活動支援事業として、地域において介護予防に役立つ自主的な活動、介護予防活動が広く実施され、地域の高齢者が主体的に介護予防活動に参加する地域社会の構築を目指し、地域における介護予防活動の育成及び支援を行うため、平成29年度から助成金が交付されています。一般質問通告書では、「平成30年度から助成金が交付税されています」と通告しましたが、「平成29年度から助成金が交付されています」に、訂正させていただきます。この制度を活用して百歳体操など介護予防活動が実施され、大変好評です。この介護予防活動は、介護予防などの健康面はもちろんですが、地域の住民が定期的に集まり顔を合わせることで地域のコミュニケーションの場、地域の安否確認の場、地域のきずなづくりなどいろいろな面で効果があります。介護予防活動支援事業に参加されている団体数と今までの効果をどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 介護予防活動支援事業についてのご質問でございますけれども、まず、参加されている団体の数をご説明させていただきます。平成29年度では8団体、平成30年度では9団体、本年度につきましては現時点でございますけれども9団体、延べ26団体でございます。あと、実団体数でございますけれども13団体というふうになっております。また、この事業の効果でございますけれども、参加者の方の健康面の向上に加えまして、地域の高齢者の方が主体的に介護予防活動に参加する

地域社会の構築等の効果があると考えているところでございます。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。次に、介護予防活動支援事業の継続についてでございます。介護予防活動支援事業は平成29年度から実施され、令和元年度までとなっています。よって、令和2年度からは各地域で介護予防活動支援事業は実施されないこととなります。生き生きプラザ斑鳩まで交通手段がなく時間がかかる、知っている仲間と一緒に運動したいなど、参加したいと思っている方も二の足を踏んでしまいます。令和2年度以降も介護予防活動支援事業の継続を期待していますが、どのようにお考えか、教えてください。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） この介護予防活動支援事業につきましては、ただいま質問者がおっしゃいましたとおり、現行では今年度までの時限事業として、というふうな形で位置づけをさせていただいているところでございます。この事業の来年度以降の実施につきましては、今後の介護予防事業のあり方を検討していくこととなりますが、そういった中でさらに多くの地域におきまして自発的な介護予防活動が広く実施され、地域の高齢者の方が主体的に介護予防活動に参加する地域社会の構築が必要であるというふうに考えておりますので、この介護予防事業全般を考える中で、この事業の継続については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。来年度以降の介護予防活動支援事業の継続の実施を検討するにあたり、助成金の使途についても一緒にご検討をお願いします。

現在、実施中の介護予防活動支援事業の助成金の使途は講師への謝礼、消耗品、印刷代、水分補給の水のみです。介護予防活動支援事業は介護予防運動による身体の健康の予防と合わせて地域住民のコミュニケーションの場であり心の健康も予防します。地域でのコミュニケーションの場づくり、地域のきずなづくり、なかなか出にくいこもりがちな高齢者やひとり暮らしの方が孤立せずに近所のつながりづくりにも活用できるよう、助成金の使途に菓子なども含めていただくよう要望いたしまして、介護予防活動支援事業について、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（坂口徹君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布しております、追加日程 1. 議案第 58 号 平成 30 年（ワ）第 536 号損害賠償請求事件の和解について、追加日程 2. 陳情第 3 号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望についてを日程に追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程 1. 議案第 58 号 平成 30 年（ワ）第 536 号損害賠償請求事件の和解について、追加日程 2. 陳情第 3 号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望についてを日程に追加し、2 議案を一括上程いたします。

まず初めに、追加日程 1. 議案第 58 号 平成 30 年（ワ）第 536 号損害賠償請求事件の和解についてを議題といたします。

（ 小城議員 退席 ）

○議長（坂口徹君） 理事者の提案説明を求めます。

山本教育長。

○教育長（山本雅章君） それでは本日、追加上程いたしました、議案第 58 号 平成 30 年（ワ）第 536 号損害賠償請求事件の和解について、提案説明をさせていただきます。初めに、議案書を朗読いたします。

議案第 58 号

平成 30 年（ワ）第 536 号損害賠償請求事件の和解について

標記について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和元年 9 月 6 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、次のページをごらんください。本議案の概要をご説明いたします。

平成 30 年（ワ）第 536 号損害賠償請求事件の和解について。1 事件名は、奈良地方裁判所 平成 30 年（ワ）第 536 号損害賠償請求事件であります。次に、2 当事者は、原告 小城利重、被告 斑鳩町であります。次に、3 和解内容は、1 被告は、平成 30 年 6 月 13 日、斑鳩町立幼稚園の保育料の過徴収については、原告を含めた組織の問題であるにもかかわらず、原告及び当時の教育長に確認しないまま公表した結果、当該過徴収の原因が原告一人にあるかのように伝えられたことについて、遺憾の意を表す。2 原告は本件の請求をいずれも放棄する。3 原告と被告は本件に関し、

本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。4 訴訟費用は各自負担、であります。次に、4 和解理由は、本事件については、令和元年9月4日に奈良地方裁判所にて提示された別紙和解条項案において、本町の主張が概ね認められていることを勘案し、和解しようとするものである。次に、5 事件の概要は、平成30年6月13日、斑鳩町教育委員会が行った斑鳩町立幼稚園の保育料の過徴収に係る公表に関し、原告が被った損害の賠償を求めるもの、であります。

以上をもちまして、提出議案につきましての概要説明とさせていただきますが、あたたかいご審議を賜りまして、原案どおりにご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第58号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、総務常任委員会に付託いたします。

（ 小城議員 着席 ）

○議長（坂口徹君） 次に、追加日程2. 陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第3号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

9日は、午前9時から決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午前11時32分 散会）